

# 廃棄物処理施設整備計画（素案）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）を、平成15年度から平成19年度を計画期間として、次のとおり定める。

## 前文

- ・整備計画は、廃棄物処理法の基本方針、循環型社会形成推進基本計画に即して策定されているものであること。
  - ・施設整備の前提として廃棄物の排出抑制が重要であること。
- 等を記述

## 第1章 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

### （1）事業評価の厳格な実施

10億円以上の費用を要することが見込まれる個別の廃棄物処理施設整備事業について、新規事業の採択時に、その必要性、効率性及び有効性の観点から費用対効果分析を実施すること等により、事前評価を行う。

整備計画に即して行われる廃棄物処理施設整備事業の効果を、指標等を用いて評価するとともに、必要に応じ、その結果を今後の廃棄物処理施設の整備に係る施策に反映する。

### （2）廃棄物処理施設整備に係るコストの縮減

技術開発の推進とその成果の活用を図り、コストの観点から廃棄物処理施設整備事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革を推進する。

基本方針に定める廃棄物の減量化目標として廃棄物の排出量の減少を想定している中、廃棄物処理の広域化、複数の処理施設の集約化、既設の焼却施設の連続運転化、近隣施設との相互協力体制の構築等を進めることにより、新たに整備する廃棄物処理施設の規模の適正化を図り、コストを縮減する。

### （3）地域住民の理解と協力の確保

廃棄物処理施設の整備に当たり地域住民等の理解と協力が得られるよう、環境影響調査や住民等の意見聴取など廃棄物処理法又は環境影響評価法に基づく手続を的確に実施する。

( 4 ) 事業相互間の連携の確保

廃棄物処理施設整備事業と他の事業との連携を強力に推進することにより、事業相互の効率性向上、相乗的な事業効果の発現など、効果的かつ効率的に事業を展開する。

事業実施段階等において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画など他の公共事業計画に位置づけられた事業とも連携する。

( 5 ) 既存の廃棄物処理施設の有効利用、ソフト施策との組合せ

既存の一般廃棄物の最終処分場について、過去に埋設された廃棄物の掘削及び減量化を行うことにより、新たな埋立処分容量を確保するなど、既存の廃棄物処理施設の有効活用を推進する。

ハード施策である廃棄物処理施設の整備と、ソフト施策である廃棄物の排出抑制、再生利用の取組との関連をさらに強化することにより、循環型社会の構築を目指した効果的かつ効率的な廃棄物施策を国として重点的に展開する。

( 6 ) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」及び同法に基づく適正化指針の趣旨を徹底し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を推進する。

中小市町村においては、廃棄物処理施設の整備に対する経験、技術力、情報の蓄積等が必ずしも十分ではないことから、入札・契約に係る情報等を整理・解析して地方公共団体等に提示するとともに、入札・契約制度の適切な実施を促す。

地方公共団体に対し、廃棄物処理施設整備に係る工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入等の実施を促す。

( 7 ) 民間資金・能力の活用

効果的かつ効率的に廃棄物処理施設を整備・管理し、質の高い廃棄物処理サービスを提供するため、廃棄物処理施設の整備について P F I など、民間の資金や能力を活用する方式の導入を積極的に推進する。

## 第 2 章 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

( 別紙のとおり )

(別紙)

全体目標：廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る。

注) 表中のごみ及び一般廃棄物最終処分場に係る指標値は、廃棄物処理法の基本方針に定める廃棄物の減量化の目標量を踏まえ、一般廃棄物の排出量を平成 9 年度に対し平成 22 年度に約 5 % 削減することを前提に設定したものである。

目標及び指標	事業の概要		
<p data-bbox="148 759 761 994">ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="204 1039 774 1904"><tr><td data-bbox="209 1081 769 1189">ごみのリサイクル率 16% (H14) 21% (H19)</td></tr><tr><td data-bbox="209 1787 769 1895">ごみ減量処理率 95% (H14) 97% (H19)</td></tr></table>	ごみのリサイクル率 16% (H14) 21% (H19)	ごみ減量処理率 95% (H14) 97% (H19)	<p data-bbox="794 1081 1447 1697">循環型社会の構築を目指し、環境への負荷の低減に留意しつつ、ごみの適正な循環的利用を推進するため、容器包装リサイクル法に基づく施策等を適切に展開することができるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。</p> <p data-bbox="794 1787 1447 2020">循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて最終処分量を平成 22 年度に約 28 百万トンとする目標が掲げられているこ</p>
ごみのリサイクル率 16% (H14) 21% (H19)			
ごみ減量処理率 95% (H14) 97% (H19)			

<p>一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 14 年度の水準（14 年分）を維持する。</p>	<p>とを踏まえ、ごみのリサイクルに必要な施設や焼却施設、溶融施設等の減量化施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。</p> <p>ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないように適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。</p>
<p>焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について可能な限りごみ発電を行うため、その導入を積極的に推進する。</p>
<p>くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入を全廃し、衛生的な陸上処理を実施する。</p> <p>し尿の衛生処理率 96% (H14) 概ね 100% (H19)</p>	<p>2007 年 2 月にし尿の海洋投入が全面的に禁止されることを背景に陸上処理量の増加が見込まれるし尿及び浄化槽汚泥について、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案し、その衛生的な処理を確保しつつ、リサイクルも併せて行</p>

		<p>うため、汚泥再生処理センター等のし尿処理施設の適切な整備を推進する。</p>
<p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p>	<p>汚水処理人口普及率 74% (H13)      % (H19) (調整中)</p> <p>うち、浄化槽処理人口普及率 8% (H14)    11% (H19)</p>	<p>効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、浄化槽、下水道、集落排水施設等の整備を連携して実施する。</p> <p>このうち、浄化槽の整備については、市町村が主体となって設置・維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図る。</p>
<p>産業廃棄物の適正な処理を推進する。</p>		<p>最終処分場等の新たな確保が極めて困難な状況にかんがみ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。</p>
<p>負の遺産であるPCB廃棄物の処理を推進する。 (注:平成28年7月までに完了)</p>		<p>環境事業団(平成16年4月からは日本環境安全事業株式会社)により、広域的な処理の拠点となるPCB廃棄物処理施設を整備し、高圧トランス等をはじめとするPCB廃棄物の全国的な処理体制を構築する。</p>